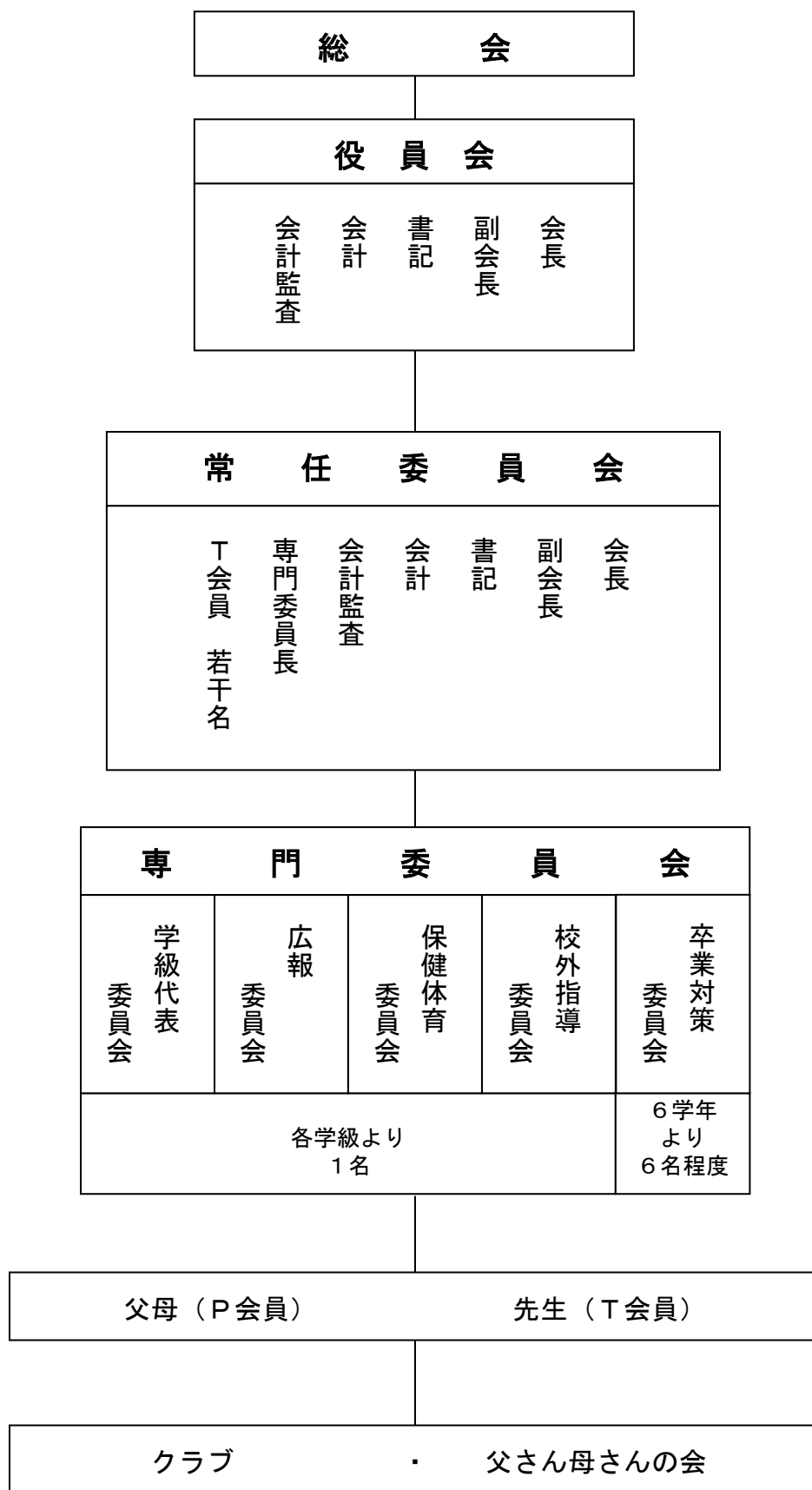


板橋区立三園小学校 P T A 会 則

板 橋 区 立 三 園 小 学 校 P T A 作 成

令 和 6 年 3 月 改 正

三園小学校 P T A 組織図



板橋区立三園小学校 P T A 会 則

第一章 総 則

- 第1条 (名称・所在地) 本会は昭和40年6月15日に設立し、三園小学校PTAと称し、本部・事務所の所在地を東京都板橋区三園1-24-1三園小学校内に置く。
- 第2条 (目的) 本会は三園小学校児童教育の向上発展に資するとともに、家庭及び社会教育の振興刷新をはかることをもって目的とする。
- 第3条 (性格) 本会及び本会役員は、本会の名において、いかなる営利企業、宗教、政党を支持及び、いかなる職務の候補者も推薦しない。また、学校管理、教育人事には干渉しない。

第二章 会 員

- 第4条 本会の会員は、三園小学校在学児童の父母及び父母にかわる者（P会員）ならびに教職員（T会員）をもって構成する。
1. 任意での入会が原則であるが、三園小学校に在籍する全児童の健全育成のために行う活動並びに支援の機会を平等に与えるため、入学と同時に入会とする。
 2. 入会済みの会員については、次年度は自動継続とする。
 3. 本会の退会は以下の通りとする。
 - イ. 自動退会 児童の卒業または転校によって会員資格を失うものは会員資格の消滅をもって退会とする。
 - ロ. 任意退会 自由意志によって退会するものは退会届を提出する。

第三章 活 動

- 第5条 本会はその目的を達するために次の活動を行う。
1. 学校と家庭並びに地域社会との協力
 2. 地域社会における教育環境の整備
 3. 会員の研修
 4. 会員の厚生、親睦その他必要な活動

第四章 組織及び運営

- 第6条 本会の運営のために、役員会並びに常任委員会を置く。
- 第7条 本会はその活動を行うため、次の専門委員会を置く。
学級代表委員会、広報委員会、保健体育委員会、校外指導委員会、卒業対策委員会
- 第8条 専門委員会の活動を次の通りとする。
1. 学級代表委員会 ・学級PTAを盛んにし、T会員とP会員が連絡を密にし、子どものより良い成長を願って互いに理解し合う様に努力する。
 - ・次年度の役員を推薦する。
 - ・会員の慶弔及び異動に関する事務をする。
 2. 広 報 委 員 会 ・PTA広報誌を発行し、会員にPTA活動の報告をする。
 - ・次年度の役員を推薦する。
 3. 保健体育委員会 ・児童及び会員の健康で明るい生活を目的とし学校給食に関することや体育的活動をする。
 - ・次年度の役員を推薦する。
 4. 校外指導委員会 ・児童の校外生活指導の充実と安全な通学路の確保等に努力する。
 - ・次年度の役員を推薦する。
 5. 卒業対策委員会 ・卒業対策委員会は卒業年度のみに発足する。
 - * 6年の各専門委員は卒業対策委員会に協力する。
- 第9条 専門委員は各委員会の仕事の他に、PTAの活動において学級代表委員会を中心に協力する。

第五章 役員及び委員

第10条 本会に次の役員及び常任委員並びに専門委員を置く。

1. 会 長 1名
2. 副 会 長 3名（父母2名、教職員1名）
3. 書 記 3名（父母2名、教職員1名）
4. 会 計 3名（父母2名、教職員1名）
5. 会計監査 2名
6. 常任委員 若干名
7. 専門委員 各学級より1名、6学年より6名程度（三園小学校 PTA 組織図参照）

但し2～5については、年度により多少の増減が生じる場合もある。

第11条 本会の役員及び常任委員並びに専門委員は次により決定する。

1. 会長、副会長、書記、会計、会計監査は会員中より推薦及び立候補にて募集し、総会の承認を得る。（立候補者の募集期間：11月1日頃より11月30日頃、年度毎に書面により告知した期間とする）
2. 前項の立候補者に関し総会の承認以前に会長は、役員の候補より除外することができる。
3. 常任委員は次の通りとする。
 - イ. 各専門委員会において、専門委員の互選により選ばれた専門委員長。
 - ロ. T会員より若干名とする。
4. 専門委員は各学級より会員の互選により選ばれた委員。

第12条 役員の任期は2年、委員の任期は1年とする。但し、再任を妨げないものとする。

第13条 役員及び委員の任務権限を次の如く定める。

1. 会長は本会を代表して会務を総括する。
2. 副会長は会長を補佐して会長事故ある時は、その職務を代行する。
3. 書記は議事を正確に記録し、一般会務を処理する。
4. 会計は本会の予算に基づいて、一切の会計事務を処理し、定期総会において決算報告及び予算案の提案をする。
5. 会計監査は会計を監査して報告する。
6. 常任委員は本会の活動について審議する。
7. 専門委員は委員会の活動を審議執行する。

第14条 P会員は児童1名に対し、児童が卒業するまでの間に、役員若しくは専門委員の職を原則行わなければならない。しかし、役員の任期を終えた者に対しては如何なる場合でも、役員及び専門委員の職は免除される。但し、再任を妨げないものとする。

第六章 顧問及び相談役

第15条 本会は、総会の承認を得て、顧問、相談役（役員任期終了の者）をおくことができる。但し、相談役の任期は2年とする。

第七章 会 議

第16条 本会の会議を分けて総会及び委員会とし、決議は出席者の過半数をもって決定する。

1. 総会は本会会員で構成し、委任状を含め出席5分の1以上で成立し決議は出席者の過半数の同意を必要とする。
2. 定期総会は年度始めと年度末に行い、臨時総会は常任委員会で必要と認めたとき開催する。
3. 委員会は、次の通りとする。
 - イ. 常任委員会は役員、常任委員で構成し、必要に応じて開催し、本会の運営を総括する。
 - ロ. 専門委員会は専門委員で構成し、必要に応じて開催する。

第17条 会議は会長が招集する。

第18条 専門委員会で決議した事項を執行するには、常任委員会の承認を要する。

第19条 特に重要な事項以外の事務執行は、会長と副会長が協議の上、常任委員もしくは他の役員及び専門委員はこれを執行させることができる。

第八章 会 計

- 第20条 本会の会計は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。
- 第21条 本会の経費は、会費より生ずる収入をもって行う。
- 第22条 会費は1世帯につき3,000円とする。（保険料は別）
1. 転出会員については、徴収した会費は返還しない。
 2. 転入会員については、月割り計算で徴収する。

第九章 付 則

- 第23条 規約改正は総会において出席会員の3分の2以上の同意を必要とする。
- 第24条 本会則は、昭和53年4月1日より実施する。

- * 平成13年3月 9日一部改正
- * 平成16年3月15日一部改正
- * 平成20年3月 7日一部改正
- * 平成22年3月 5日一部改正
- * 平成25年3月 1日一部改正
- * 平成26年2月28日一部改正
- * 平成27年2月27日一部改正
- * 平成29年4月20日一部改正
- * 平成30年2月20日一部改正
- * 平成31年4月25日一部改正
- * 令和2年4月27日一部改正
- * 令和3年3月1日一部改正
- * 令和4年3月14日一部改正
- * 令和5年3月15日一部改正
- * 令和6年3月13日一部改正

三 園 小 学 校 P T A 運 営 細 則

第一章 役員及び委員

- 第1条 P役員は学級代表委員会、広報委員会、保健体育委員会、校外指導委員会それぞれが推薦し、被推薦者の同意を得た者及び立候補した者で会長の同意を得た者は総会において役員として承認する。
- 第2条 T役員はT会員の互選により、年度初め総会の承認を得て決定する。
- 第3条 役員に欠員を生じたときは、常任委員会において選任する。
但し会長に限り副会長が昇格する。
欠員の補充によって就任した役員の任期は、前任者の残りの任期とする。
- 第4条 専門委員の選出は、各学級において互選する。
1. 学級PTAは4月にP会員より4名選出し、学級代表委員、広報委員、保健体育委員、校外指導委員とする。
2. T会員は各委員会に所属する。所属はT会員相互の話し合いによって定める。
3. 各専門委員の互選により各専門委員長1名、副委員長2名を選出する。
但し、副委員長1名はT会員とする。
* 尚、本部役員経験者は、委員長、副委員長を免除される。
4. 卒業対策委員は6学年より6名程度を選出する。
- 第5条 専門委員に欠員が生じた場合は関係部門の話し合いにより補充し、この旨を会長に報告する。会長はこのことについて常任委員会に報告する。

第二章 会 議

- 第6条 総ての会議は会長（委員長）が文書をもって召集し、総会、常任委員会の欠席者は委任状を提出しなければならない。
- 第7条 諸会議の運営は原則として次の通りとする。
(イ. 開催時期 ロ. 審議内容)
1. 年度始めの定期総会
 - イ. 4月
 - ロ. 年間活動計画、前年度決算及び監査報告、予算審議案、T役員承認。
 2. 年度末定期総会
 - イ. 2月下旬から3月上旬
 - ロ. 年間活動報告、次年度P役員承認、提案があれば会則審議、常任委員会からの提案の審議。
 3. 常任委員会
 - イ. 原則として年3回（8月は除く）、その他役員会が必要と認めたとき。
 - ロ. PTAの運営及び活動に関する総ての議題について。
 4. 専門委員会
 - イ. 各専門委員会の活動計画により随時。
 - ロ. 各専門委員の活動の企画運営について。
 5. 新旧役員、委員長、副委員長の引継ぎ。
 - イ. 4月
 - ロ. 議事録、会計帳簿、委員会記録などの引継ぎ。

第三章 会 計

- 第8条 会費は3,000円（保険料は別）とし、年度初めPTA定期総会終了後一括払いとする。
- 第9条 会計は会費を安全に保管し、予算にしたがって収入支出を計り、常任委員会において報告する。
予算外の支出をしてはならない。
- 第10条 会計監査は中間監査を10月、期末監査を3月に行う。
- 第11条 年度途中により転入の会員の会費徴収は、各学級毎に担任が行いT会計を通して集金する。
- 第12条 活動費の支払いには所定の書類に記載し、必ず受領者の氏名・印を、明確に記すこと。
- 第13条 金銭の受け渡し方法は、年度初めの常任委員会で協議し、その決定による。

付 則

- 第14条 学校長は本会の総会の会合に出席し、学校運営の立場から意見を述べることができる。
- 第15条 会員の研修活動の一環として、定期総会の承認を得てクラブを置くことができる。
- 第16条 この運営細則の改廃は総会において、出席者の3分の2の賛成を要する。
- 第17条 この運営細則は昭和53年4月1日より実施する。

- *平成7年4月1日一部改正
- *平成13年3月9日一部改正
- *平成16年3月15日一部改正
- *平成19年3月8日一部改正
- *平成20年3月7日一部改正
- *平成22年3月5日一部改正
- *平成25年3月1日一部改正
- *平成27年2月27日一部改正
- *平成29年4月20日一部改正
- *平成30年2月20日一部改正
- *平成31年4月25日一部改正
- *令和2年4月27日一部改正
- *令和3年3月1日一部改正
- *令和5年3月15日一部改正

P T A 内 規

1. 慶弔表彰基金について

- イ. 本会の目的達成の一助として、本内規により慶弔表彰に関する事項を規定する。
- ロ. 本基金の目標額を、200,000 円を限度とし、毎年度末繰越金の中から別途会計として年々積み立て、前条の目的以外は支出しない。
- ハ. 本基金は P T A 会計がこれを管理し年度末監査を経て総会に報告する。

2. 慶弔金について

慶弔金については次のように定める。

- イ. 教職員が結婚した場合は金 5,000 円也を、出産した場合は金 3,000 円也の祝金を贈る。
- ロ. 会員が死亡した場合は、金 5,000 円也の弔慰金を贈る。
- ハ. 児童が死亡した場合は、金 5,000 円也の弔慰金と供花を贈る。
- ニ. その他必要と認める事項については、その実情に応じ、常任委員会にはかりこれを処理する。
- ホ. ここに規定されている以外の慶弔について特別な配慮をするときは事前に会長の了解を得ること。

3. 表彰について

次の各項に該当する場合は、常任委員会にはこれを表彰する。

- イ. 会員が P T A 発展のため尽力し、その範となるような行為があった場合。
- ロ. 児童が他の児童の範となるような行為をした場合
- ハ. 会長または役員が退任した場合。
- ニ. その他、総会において承認された場合。

4. 記念品の贈呈

教職員の転任の場合は記念品を贈る。

付 則

この内規の改廃は、役員会において出席者の 3 分の 2 以上の承認を得なければならない。

この内規は、昭和 6 2 年 4 月 1 日より実施する。

* 平成 1 3 年 3 月 9 日一部改正

* 平成 2 7 年 2 月 2 7 日一部改正

以 上